資料1－5

# 東京電力株式会社 <br> 福島第二原子力発電所 

安全点検実施報告書

平成27年1月27日

## 1．概 要

平成 27 年 1 月に立て続けに発生した福島第一，第二原子力発電所の死亡災害，柏崎刈羽原子力発電所各での墜落災害に鑑み，現在実施している工事（作業）の安全を確保するため，平成27年1月20日より全作業を停止し「安全点検」を実施するもの。
福島第二原子力発電所：1， 2 号機廃妻物処理建屋（管理区域）における協力企業作業員の点検治具挟まれによる死亡災害
福島第一原子力発電所 ：雨水受けタンク天板部開口部からの墜落による死亡災害
柏崎刈羽原子力発電所：I P B シャフト室転落災害

## 2．実施内容

（1）安全点検の実施
発電所状況を踏まえ，現状，発注している工事件名，ならびに直営作業に対し以下の視点で各作業現場の安全点検を実施する。
（1）基本動作の徹底
（2）作業手順の遵守
（3）作業員一人一人が気を引き締めること
上記に加え，特に以下の事項については，現場状況も含め重点的に確認することとする。
（44～～7の実施に当っては，原則，当社監理員と一緒に現場確認を実施する。）
（4）重量物，回転体を扱う作業，並びに，バランスを崩しやすい環境での作業において，十分な安全対策が講じられていること
（5）特殊な治具•工具の取り扱い手順が明確となっており，必要な安全対策•注意喚起が講じられ ていること
（6）高所作業において，安全帯の確実な着用（安全帯の先掛け等）を実施すること
（7）作業エリアでの開口部，暗所等において，墜落の恐れのある危険箇所を把握し，十分な安全対策か講じられていること
（2）各サイトの災害の直接要因と対策展開
各サイト実施の直接要因と対策について展開を行う。
具体的には，各サイトの事例に特化した作業として同様なものがあれば実施することとする。
上記（4）～（7）のチェックで全般的な確認はするものの，リスク抽出や再発防止対策としてあげら れた内容が作業現場に適用すればさらに安全の確保しベルが向上できると判断されるものは，積極的に採用を検討する。

上記（1），（2）については，当社監理員は，以下の視点で確認を行う。
a．企業がどのように実施したのか
b．作業者へ確実に周知しているか，周知のタイミングはどこか（TBMとか），どのように周知 したか（するのか）
c．手順の不足はないか，留意点•注意点の不足はないか
d．治工具や（特殊な）架台の取扱い手順や留意点はあるか
e．作業箇所に開口部や暗所等不安全な箇所を抽出しているか
等
また，監理員は（1）4～（7）（2）について企業と現場で一緒に確認しリスクの抽出•共有，その対策内容について確認を行う。

工事主管GMは，実施内容をよく確認し，3．の手順に従い了承を得る。
その後，原子力立地本部長に確認を行い作業再開の許可を受ける。
（3）事例検討会の実施
3サイトの今回の事例の検討会を行い，どうしたら災害がなくなるか等ひとり一人が考えることに より意識の向上をはかる。

対象は，所内全 G と工事を受注している協力企業とする。

3．工事再開の許可
工事再開の許可は以下とする。
原子力発電設備に係わる点検，補修，管理業務を対象とする。 •••（1）
ただし，

- 保安規定等の法令要求となっているサーベランス，パトロール，測定•監視
- 安全確保，安全監視のためのパトロール

は，中断することにより法令遵守や原子力安全を脅かすものであるため継続実施•••（2）
（1）：安全点検実施 $\rightarrow \mathrm{GM} \rightarrow$ 部長 $\rightarrow$ 所長 $\rightarrow$ 本部長許可
（2）：安全点検実施 $\rightarrow \mathrm{GM} \rightarrow$ 部長 $\rightarrow$ 所長許可

そのほか，

- 事務本館等の生活環境維持のための点検，清掃等 •••③
- 事務用品，什器の調達搬入等
（3）：安全点検 $*$ 実施 $\rightarrow \mathrm{GM} \rightarrow$ 部長 $\rightarrow$ 所長許可
＊このような作業は，日常生活の延長上の軽作業等にあたりますが，災害のリスクは必ずあるので，作業者や監理者がリスクを認識し対策を立案•実施し，安全を確保 することが目的なので，そういった意味で同様な安全点検を実施すること。


## 4．実施体制



5．実施結果
以下の工事について安全点検を実施した。
（1）工事名： 2 F $1 \sim 4 \mathrm{R}$ ホイストクレーン点検手入工事
－安全点検実施結果
（1）基本動作の徹底
本工事開始前に行っていた想定されるリスクの洗い出しを再度関係者間で行い，基本動作の徹底に ついて関係者間で共有したらえで，現場にて基本動作の内容を確認した。
（2）作業手順の遵守
本工事開始前に行っていた想定されるリスクの洗い出しを再度関係者間で行い，作業手順の遵守について関係者間で共有したらえで，現場にて作業手順の再確認を行った。
（3）作業員一人一人が気を引き締めること
作業内容を理解したうえで作業を実施できるよう，現場確認の際，関係者間で作業内容の確認を行 った。
（4）重量物，回転体を扱う作業，並びに，バランスを崩しやすい環境での作業において，十分な安全対策か講じられていること
ホイスト・クレーンの吊り上げ試験準備の際，試験で使用するウエイト移動範囲に手摺りがあるこ とから，作業員の挟まれ防止のため，移動時には手摺りを取り外すこととした。また，1t のウエイ トを 2 枚重ねて移動するため，荷崩れ防止のため，ワイヤーロープを専用の締め付け機でしっかりと固縛することとした。
⑤特殊な治具•工具の取り扱い手順が明確となっており，必要な安全対策•注意喚起が講じられてい ること
作業用足場組立•解体時の手順の明確化や点検時の墜落防止対策として，キャスターのストッパー がロックされていることを 2 人以上で確認することとした。
（6）高所作業において，安全帯の確実な着用（安全帯の先掛け等）を実施すること
外観点検は，作業足場上（約 2 m ）で実施するため，作業中，安全帯が外れている時間帯がないよう，安全帯を二重で使用することとし，安全帯の付け替え時にも必ず一つは確実に取り付けているように する。
⑦作業エリアでの開口部，暗所等において，墜落の恐れのある危険箇所を把握し，十分な安全対策が講じられていること
作業用足場での作業の際は回転式の踏み板を開閉して昇降するため，閉まっていることを確認して から作業を行うこととする。
以上，（4），（5），（6），（7）で確認された是正措置については，作業要領書に反映した。

また，協力企業と当社監理員が3サイトの災害事例における事例検討会及び基本動作の徹底，作業手順の遵守などの周知を実施している。
（2）工事名：放水口モニタ対応業務（放射能高発生時の海水採取•分析，機器清掃，給水配管修繕， ポンプ起動•停止他）
－安全点検実施結果
（1）基本動作の徹底
本作業開始にあたり，関係者間で討議を行い，一人作業の禁止，安全装備品の適切な着用の実施，周囲の状況に常に気を配り安全確保をはかること，予定外作業の禁止，手順の定めのない作業発生時 には手順作成後に実施することについて，徹底することを確認した。
（2）作業手順の遵守
作業手順書の読み合わせを実施し，高所，重量物等の安全点検事項や危険箇所の抽出，それに対す る安全帯着用や，注意喚起表示等の安全対策の確認を行い，抽出された注意事項については作業手順書に反映した。また，作業中においても，ポイントごとに作業手順書のチェックを確実に行うことと した。
（3）作業員一人一人が気を引き締めること
安全装備品の適切な着用，操作時の指差呼称の実施，作業時における手元，足元確認の実施等，基本動作を再確認するとともに，災害事例検討を実施し，関係者の注意喚起を促した。
（4）重量物，回転体を扱う作業，並びに，バランスを崩しやすい環境での作業において，十分な安全対策が講じられていること
海水を測定する装置等の蓋については，10kg 程度ではあるが，重量物に準じた扱いとし，取り扱い には十分注意するとともに注意喚起の表示を実施した。
⑥高所作業において，安全帯の確実な着用（安全帯の先掛け等）を実施すること
海水を測定する装置の蓋を扱う際には（開口部の高さは約1．5m），安全帯の先掛けを行うことを確認するとともに，現場には注意喚起のための表示をした。
⑦作業エリアでの開口部，暗所等において，墜落の恐れのある危険箇所を把握し，十分な安全対策が
講じられていること
吸い込み配管の砂の除去を行う際，床面に設けられた蓋（グレーチング）を開けることになるため （開口部の高さは約 2 m ），開閉時においては安全帯の先掛けを実施するとともに，開口状態が継続し ている間は当該箇所をセーフティーコーンおよび安全棒で区画し，立ち入り禁止表示を掲示する。ま た，すべり防止のため，手摺りにすべり止めのテープを貼付した。

以上，（4），（6），（7）で確認された是正措置については，作業要領書に反映した。

また，協力企業と当社監理員が 3 サイトの災害事例における事例検討会及び基本動作の徹底，作業手順の遵守などの周知を実施している。

```
なお安全点検結果報告については別紙参照。
```

今回の安全点検では，想定リスクに基づく現場碓認を行い，必要な手順•現場の見直しによる安全対策の強化•徹底を行ってまいりました。
引き続き，労働災害が発生する根本原因を究明し抜本的な再発防止対策をすすめてまいります。

廃棄物処理建屋等での重大災害発生を鑑みた安全確認結果報告
（企業名：

|  | 2F－1～4R ホイストクレーン点検手入工事 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 作業場所 | 号機：1号機 |  |  |
|  | 建屋：R／B |  |  |
|  | （その他場所特定情報）：1FL LPCS用ホイスト（A）（B）－RHR用ホイスト（A）（B） |  |  |
|  | 項 目 | 実施内容 |  |
|  |  | 企 業 | 東電監理員 |
| 安全確認結果 | （1）基本動作の微庭 | －作業手順の確認を行い，基本動作の微底 を再周知しました。 | 重量物•高所作業における対応について施工要領書での周知を破認した。 |
|  | （2）作業手順の遵守 | －作業手順について施工要領書の内容を再周知しました。 | 施工要領書及び現場にて当該作業の手順 について再確認した。 |
|  | （3）作業員一人一人が気を引き締 めること（ルールの理鮥，TBM－KY の必要性） | －基本動作の微底及び作業手順の選守を再周知しました。 | 現場砟認時に作業員の方へ作業内容を理解し た上で，作業を実效するよう指示した。 |
|  | （4）重量物，回転体を扱う作業，並 び に，バランスを崩しやす い環境での作業において，十分な安全対策が講じられていること | －ウエイト移動時，ハッチの手摺りに抰まれ る恐れがある為，手摺りを取外しウエイトの移動を行います。 | 現買にて危除箘所の磪認を行い，抰まれる恐れ があるウエイト移動範囲の手摺りの取り外しを指示した。また，作業時の周囲磪認の微底を依賴 した。 <br> ウエイトの積み上げ時•移動時の荷前れ防止措雷を要領書へ反映した。 |
|  | （5）特殊な治具•工具の取り扱い手順が明確となっており，必要な安全対策：注意喚起が請じられて いること | －安全ネット・アウトリガーロック付きキャスタ の安全対策を確認する事を周知しました。 －ローリングタワーに関するリスクの洗い出 しを行った。 | 現場確認にて作業エリアを砤認し，対象外 であることを確認した。 1／25所長コメントにより，ローリングタワー使用時の基本ル一ルについて再度検捨す るよう指示し，内容の確認を行った。 |
|  | （6）高所作業において，安全帯の確実な着用（安全帯の先掛け等） を実施すること | －ホイスト外観点検時，ローリングタワー上部で作業する場合は，安全带の先掛け実施する事を再周知しました。 | ホイスト外钼点検時は，ローリングタワー上 で作業を行うため，安全帯の確実な着用を指示した。 |
|  | （7）作業エリアでの開口部，暗所等において，熷落の恐れのある危険笝所を把握し，十分な安全対策が講じられていること | －要領書の確認及び現場安全総点検を実施し，対象外である事を㖡認しました。 | 現場にて作業エリアを確認し，対象外であ ることを砿照した。尚，作業時に一時的に開口部となるローリングタワーの回転踏み板 については，閉まっている事を硍認し，作業 を行うように指示した。 |
|  | 実施日 | 項目（1）～（3）H27． 1.20 <br> （4）$\sim$（7）H27． 1.21 <br> （1）～（3）（5）H27．1．26 | $\begin{aligned} & \text { (1)~(7) } \mathrm{H} 27.1 .21 \\ & \text { (1) ~(3)(5) } \mathrm{H} 27.1 .26 \end{aligned}$ |
|  | 点検実施者 |  |  |

（企業名：

| 作業件名又は PTW件名 | 2F－1～4Rホイスト・クレーン点検手入工事 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 作業場所 | 号機：福島第二原子力発電所1号機 |  |  |
|  | 建屋：原子炉建屋 |  |  |
|  | （その他場所特定情報）：1FL LPCS用ホイスト（A）（B）－RHR用ホイスト（A）（B） |  |  |
| 3サイト事例 | 直接要因 | 対策 | 水平展開状況 |
| $2 F$ <br> 1－2号機廃寨物処理建屋（管理区域）における協力作業員の点検治具抰まれによる死亡災害 | （1）固定ホルトを取り外すと，棃台 と受台に挟まれるた険筫所が あった。 <br> （2）被災した作業員が棐台の使用方法を理解できなかった。 <br> （3）作弯員全員に架台に使用方法についてTBM－KYで周知でき ていなかった。 | 表示を付ける。 <br> （2）架台の使用方法を詳細に記載した資料を作成し，要领書に反映する。 <br> （3）作業员全员にTBM－KYの際に架台使用方法を詳細に記㬍した資料を使って説明する。 | ［点検用䊾台•治具を使用する作楽において］ （企亲）（1）ネイストとローリングタワーに抰まれな い情にする为，点検中は動作しない様に電源○ FF確認する事を周知した。（2）ローリングタワー の使用方法をリスクアセスメントにて実衡し，現畦に猡示する事を周知した。（3）作業員全員に TBM－KYでローリングタワーの使用方法を周知 した。 <br>  <br> （1）ローリングタワー使用瞏は周囲状況を磄認す る排に確䛰した。（2）ローリングタワーの信用方法について每矿楒するように描示した。（3）ローリ <br>  し，作亲閥紿する标，措示した。 |
| 1F <br> 雨水受タンク天板開口部からの檠落 による死亡災害 | （1）単独作業であり，安全旙の使用状況を確認する人かいなかっ た。 <br> （2）高所作業で安全带を使用する ルールが守られていなかった。 <br>  なかった。 <br> （4）高所開口部の枟落防止措圄 をとっていなかった。 <br> （5）䔲を開けることで間口部とな る意識がうすかった。 <br> （6）タンクの盛は二人て開けると いう原則があったが見える化さ れていなかった。 <br> （7）休酰のため，検査対応の作業員がいなかった。 | （1）タンク天板における高所作薬について は二人以上で実施し，作薬開始前にお互 いの安全带使用状呮を指差呼称で矿認 する。 <br> （2）本事象を振り返り安全装具の必要性及 び使用微底について瞕員及び作薬員を対象に周知する。 <br> （3）䔲の開関作業前にチェーン取り付け等 の落下防止対策を実施する。 <br> （4）（5）高所閆口部に対する転落防止措直を実施する。（開口部殿生，安全带着用等） <br> （6）タンクの蔡は二人で間ける原則を䧰に明示する。 <br> （7）梚首時の実施体制を見惪す。 |  |
| KK |  | （1）現場にはチェーン等落下防止対策がと られていること。 <br> （開口部がある）現場ては安全带着用す ることを周知する。 <br> （2）「予定外作集の禁止」の注意喛起•周知 | ［作㭞エリフに開口都がある場合］ （企業）（1）现場には手摺り等落下防止対策 かとられているため安全装備を使用して作業する事を周知した。（2）現垭䛌查であっ ても作業指示書を堤出する事を再周知し た。 |
| IPBシャフト室転落災害 |  |  | （東電監理頁） <br> （1）安全絡点㖟において落下防止対策（手㨡）が取られていること及び安全装備の碓実な使用の周知が行われていることを確認した。 <br> （2）作業指示書提出及び予定外作業慗止 の周知が行われていることを碓るした。 |
|  |  | 企 業 | 東電監理員 |
|  | 実施日 | $\begin{aligned} & \text { H27.1.23 } \\ & \text { H27.1.26 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \mathrm{H} 27.1 .23 \\ & \text { H27.1.26 } \end{aligned}$ |
|  | 検実施者 |  |  |

## 災害事例検討会討議 報告書

2F－1～4Rホイスト・クレーン点検手入工事（1Rホイスト点検）企業名 グループ名

平成27年1月22日

| 項 目 | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 実施日時 | 平成 27 年 1 月 22 日 9 時 00 分～9時 15 分 |
| 参 加 者 |  |
| 参 加 場 所 |  |
| 災害事例件名 | 福島第二原子力発電所 1,2 号機廃集物処理建屋（管理区域）における協力企業作業員の死亡について |
| 討議内容 <br> －どうしたら当該災害がなく なるか <br> －検討会におい て自企業また は自グループ員に役立った こと <br> －その他意見 | - ストッパーを取外しても，回枟しない状態で仮置する。 <br> - 点検治具の使用方法，作業手順を治具に表示する。 <br> - 駆動装瞋にする。 <br> - 治具ストッパーを治具の両サイド，二つ以上取り付ける。 <br> - 治具のストッパーを挟まれない位置に取付ける。 <br> 初めての作業員に冶俱（装置）の構造を理解させる。 <br> - 当該作業経験者の元で作業を行う。 <br> - 特殊治具の作業手順書の重要性。 <br> - 治具の構造を説明する。 |

